

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和3年9月13日

収支等命令者

佐賀県教育庁教育総務課長 副 島 俊 哉

## 1 入札に付する事項

### (1) 品名及び数量

LTE 通信回線 10GB×70 回線シェアプラン 6か月分  
MicroSIM カード

### (2) 入札条件等 入札条件書及び仕様書のとおり

### (3) 納入期限 入札条件書及び仕様書のとおり

### (4) 納入場所 入札条件書及び仕様書のとおり

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に110分の100を乗じて得た金額とを合計した金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

### (1) 佐賀県内に本店を有する者又は県内に支店等（県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数が50人以上の者）を有する者であること。

### (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、2 の要件を全て満たす者で、入札参加届出

書（別紙様式1）、営業概要書（別紙様式2）及び会社概要資料（パンフレット等）を令和3年9月16日（木）午後5時までに4の(1)の場所へ持参すること。

なお、入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

#### 4 入札手続に関する事項

##### (1) 担当部局

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県教育庁教育総務課情報システム・セキュリティ担当

（旧館3階 教育総務課分室）

電話番号 0952-25-7287

電子メール kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp

##### (2) 入札関係様式の交付期間及び交付方法

令和3年9月13日（月）から同年9月21日（火）まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

##### (3) 入札説明会 実施しません。

##### (4) 入札等に対する質問等の受付等

本業務の内容及び入札手続き等に関する質問については、別紙様式3「質問書」により行うこと。

ア 質問提出期間 令和3年9月13日（月）から令和3年9月16日（木）午後5時までとする。

イ 質問提出方法 持参又は電子メールによる。

ウ 質問の回答 令和3年9月17日（金）までに入札参加者に回答する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年9月21日(火) 午前10時00分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁旧館2階 教育委員会室

ウ 入札書の提出方法

入札書（別紙様式4）により、本人又はその代理人が直接持参し、または郵送すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状（別紙様式5）を提出すること。

入札を郵送で行う場合には、封筒に「モバイル通信サービス提供役務契約入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留で郵送すること。また、令和3年9月21日（火）午前9時までに(1)の部局に必着とする。入札書の提出期限を過ぎて到着した場合は無効とし、開封しない。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

(8) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実に認められる社債 額面金額又

は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第1号に該当する場合は、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

(9) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ アからオまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(10) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

#### (11) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。再度入札は1回とする。ただし、郵便により入札書を提出したものが開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

## 5 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 契約書作成の要否 要

### (3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、4の(8)のイの(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 1 号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除し、又は一部を減額する。また、同項第 4 号による免除を希望する者は、条件を満たす契約書の写し及び履行を確認できる書類等を提出すること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによる。